

平成29年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年6月23日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① グランドデザイン構想について
- ② 平成29年度第二回練馬区議会定例会提出議案について
- ③ 平成29年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について
- ④ 練馬区小中学校における特別支援教育充実の取組（案）について
- ⑤ 練馬区立武石少年自然の家の臨時休館について
- ⑥ 練馬区下田少年自然の家の指定管理者の選定について
- ⑦ 適応指導教室に関する東京都補助事業の実施について
- ⑧ 区立図書館による「学校支援モデル事業」の見直しについて
- ⑨ 練馬区立稲荷山図書館の指定管理者の選定について
- ⑩ 練馬区立南大泉図書館の指定管理者の選定について
- ⑪ 平成29年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
- ⑫ 児童手当の支給に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について
- ⑬ 練馬区立光が丘児童館の指定管理者の選定について
- ⑭ 練馬区立上石神井児童館等の指定管理者の選定について
- ⑮ 平成29年度夏休み居場所づくり事業の実施について
- ⑯ 平成29年度における保育所待機児童対策について
- ⑰ 児童相談にかかる東京都児童相談センターとの連携強化について
- ⑱ 練馬区立光が丘子ども家庭支援センターの指定管理者の選定について
- ⑲ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

開 会 午後 3時00分
閉 会 午後 4時56分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一

同	学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同	光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長		鳥 井 一 弥
同	こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同	保育課長	三 浦 康 彰
同	保育計画調整課長	近 野 建 一
同	青少年課長	加 藤 信 良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから平成29年第12回教育委員会定例会を開催する。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は議案1件、陳情12件、協議1件、教育長報告19件である。

(1) 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに議題1番、練馬区教育委員教育長職務代理者の指名についてである。

この案件については、本年6月30日までが安藏委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、本年7月1日以降について、教育長職務代理者の指名を行うものである。

この案件について、事務局から説明することがあればお願いする。

教育総務課長

平成26年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育長教育長の職務代理者に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それ以外のときについては教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになる。

また、代理する権限の範囲は、基本的に教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は、教育振興部長等に委任することができると定められている。

なお、現在の安藏委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までとなっている。そこで、7月1日以降の教育長職務代理者の選出が必要となっている。説明は以上である。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が、教育委員の皆様の中から指名をさせていただくこととなっている。

また、教育長の職務を代理する者は、その際、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでも、その権限はかなり重くなっている。そこで、任期については、法律等の定めがないため、私としては、今回も本年7月1日から来年の6月30日までの1年間をお願いしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

坂口委員を指名させていただく。

それでは、ここで、次の教育長職務代理者に指名された坂口委員から、一言ご挨拶をいただければと思う。

坂口委員

4人の中で一番新しい委員であるがこういう役目が回ってきたことについて、びっくりし、肩の荷を重くしている。いろいろお助けいただくことになるかと思うが、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

続いて、委員の議席についてお諮りする。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は、合議により定めることとされている。今、次の職務代理者を坂口委員に指名させていただいたので、その座席も含めて、次回の定例会で改めて議席については合議させていただきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

それでは、陳情案件である。

継続審議中の12件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは「継続」したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議案件についても本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

- ① グランドデザイン構想について
- ② 平成29年度第二回練馬区議会定例会提出議案について
- ③ 平成29年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について
- ④ 練馬区小中学校における特別支援教育充実の取組（案）について
- ⑤ 練馬区立武石少年自然の家の臨時休館について
- ⑥ 練馬区下田少年自然の家の指定管理者の選定について
- ⑦ 適応指導教室に関する東京都補助事業の実施について

- ⑧ 区立図書館による「学校支援モデル事業」の見直しについて
- ⑨ 練馬区立稲荷山図書館の指定管理者の選定について
- ⑩ 練馬区立南大泉図書館の指定管理者の選定について
- ⑪ 平成29年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
- ⑫ 児童手当の支給に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について
- ⑬ 練馬区立光が丘児童館の指定管理者の選定について
- ⑭ 練馬区立上石神井児童館等の指定管理者の選定について
- ⑮ 平成29年度夏休み居場所づくり事業の実施について
- ⑯ 平成29年度における保育所待機児童対策について
- ⑰ 児童相談にかかる東京都児童相談センターとの連携強化について
- ⑱ 練馬区立光が丘子ども家庭支援センターの指定管理者の選定について
- ⑲ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等仕様承認事業について
 - ii その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は、19件のご報告がある。それでは、報告の1番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ランドデザインについては、今後、協議を進めていく経過の中で、教育委員会でもお諮りすることもあるかと思う。暮らしと都市と、それから区民参加と協働というテーマで、区としてランドデザインをつくっていき、練馬区の将来像のイメージを皆さんと共有して持ってもらうということである。中身についてはまだ全然決まっていないので、こういうことをやるということだけご承知おきいただきたい。

何かあるか。外松委員、どうぞ。

外松委員

3番の検討の進め方のところで、3つの分野それぞれの特性に応じた検討組織、とある。ほんとうにそれは大事なことだと思うが、一方で、その3つの分野をトータルで見えていく視点も欠かすことができないのではないかと考える。よりよい練馬区の今後ということを見ると、その辺もどうぞよろしくお願したい。

教育長

区民の人たちや有識者が参加した区政改革計推進会議という会議体もともとあり、そこで全体の視野を見ながら進めていきたいと思っている。

また、実務的なところについては、分野ごとに組織をつくって進めていくが、全体を

通しては区政改革推進会議の中でやっていきたいと思っているので、ご安心いただければと思う。

ほかはいかがか。よろしいか。

それでは、次の報告に行く。報告の2番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

1については、教育委員会で議案でも出たし、報告事項でもやっている中身である。こういう形で3点出されている。

7月7日が議会の最終日なので、最終日でおそらく可決されるのではないかと今のところは思っているが、教育委員会にとっても大変重要であるので、また結果をお知らせできたらと思っている。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、報告の3番を願います。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

私立幼稚園の就園奨励費補助金について、国の変更があったので、それに基づいて主に低所得者層の保護者負担の軽減措置が図られたということである。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、続いて、報告の4番を願います。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

アクションプランや教育・子育て大綱にもうたわれた特別支援教育を充実させていくということの具体化である。5年間の取組の案をお示ししているが、ご質問、ご意見はいかがか。

坂口委員

研究授業で特別支援の授業を拝見してきた。少人数の子供に対して先生方がさまざまな教材を駆使して、非常にきめ細かくやっていた様子を見ている。また、お子さんの発達障害に悩んでいる親によく出会うし、相談も増えている。特別支援教室を全ての学校に設置するとなると教室の確保など、いろいろ心配もある。これまでは通学路が遠いのでそこに行かせたくない親の声なども聞こえていた。中学校も平成31年から取組と書いてあることから、中学校にも全て特別支援教室を置くということになる。悩んでいる家族や子供たちも多くいるので、5年間にわたって、練馬区が安心して学校に通える形を進めていくということについて、ぜひ推進してほしい。

これを全て成立させるにはかなりいろいろな経済的なこと、人的なことなど課題がさまざまあるかと思うが、これについてきちんと文章化されたということの意義は大きいと思う。まず、教室の確保は大丈夫なのか。

学務課長

相談件数の増加は、発達障害等について、そもそも世の中の認知・認識が広がったことが1つの要因と考えている。

また、主に対応している特別支援教室のことであるが、小学校については来年4月で全校への設置が終わる。既に開設したところもあるし、場所の確保はおおむね済んでいるという状況にある。

平成31年からの中学校の特別支援教室の設置であるが、現在各校を回って場所の確保を調整している。こちらについても、実施に向けて何か支障があるとは考えていないので、全ての学校で場所の確保を進められると考えている。

坂口委員

専門性を持った教職員の確保はどうなのか。

学務課長

教員の配置については、特別支援教室を含む特別支援学級の教員の配置は東京都の教員の配置の基準に基づいて行われる。対象となる児童が増えた場合には、その分の教員が配置される。その上で、配置される教員の中には当然新採の教員等もいることから、教員同士の集団の中でお互いのスキルを高めることが必要である。今回の取組でも書いてあるように専門でその指導を続けている都立特別支援学校の教員との連携なり、さまざまな指導をしてもらい、相談するといった関係の中で専門性を高めていくことを、これから取り組んでいく必要があると考えている。

教育長

よろしいか。外松委員、どうぞ。

外松委員

平成29年度から33年度までの取組のところで、連携支援会議が今年度から実施されていくということである。実際には、小学校、中学校、保育園、幼稚園の連携がかな

り大事なことになっていくのかと思う。今年度から計画的に取り組んでいくということなので、人的な部分など課題はいろいろあるかと思うが、そこが一番大切な柱の一つかとも思うので、よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次に移る。報告5番である。願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

教育長

臨時休館についての報告である。いかがか。特によろしいか。

それでは、報告の6番を願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

教育長

先ほどは武石で、今度は下田である。下田の指定管理者選定についての報告である。何かご質問、ご意見はあるか。外松委員、どうぞ。

外松委員

この会社は長年、指定管理者の仕事を常に確認しながら、よりよい管理ができるように仕事をしてきている会社だという印象を持った。地元との連携も非常に深く、万が一何かあったときも、下田は安心かなと思う。

施設給食課長

このクックランドについては、長年業務委託で運営を行い、平成25年から指定管理になっている。業務の履行についても非常に適切に、かつ丁寧にやられているところである。

坂口委員

3ページの利用状況だが、平成24年度が1万4,429人で、うち校外学習の子供たちの数が1万2,418人という、この数字の差は一般区民の利用者という理解でよいか。

施設給食課長

そのとおりである。一般の利用である。

坂口委員

時々私の知り合いも泊まるのだが、非常に気に入っていらっしゃるようで、その方はよく利用している。一般区民の利用者はだんだん少なくなっているのだろうか、そんな感じがする。わかった。ありがとう。

教育長

よろしいか。それでは、報告の6番を終わる。
報告の7番をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

引き続き、この事業を行っていくということである。何かご質問、ご意見はあるか。

外松委員

発達障害の児童生徒がいたときに、どのようにすれば、この支援を受けることができるのか。現在、不登校でセンターに来ているから、この事業の利用が可能になるということなのか。具体的にはどういう手続きを経て、支援を受けられるようになるか。

学校教育支援センター所長

教室に入れなかったり、学力が不振だったり、さまざまな不登校の原因がある中で、中には発達障害を抱えていらっしゃる方もいらっしゃる。学校教育支援センターでは、障害の児童生徒だから受け入れる、そうでないから受け入れないという仕切りはない。個別の指導が必要だと思われる児童生徒に対して、センターの適応指導教室の中で、個別の指導をするための1つとして、民間事業者を活用して行うというものである。申請のときに発達障害があるから、この事業を利用したいということではない。

外松委員

わかった。ありがとう。

教育長

保護者の方がこれを見て、自分の子供もこういう学習を受けたいと思ったときには、個々の要求には応じられないのか。

学校教育支援センター所長

現在のところ、発達障害の児童に対して、センターにおいて個別の指導を行うという適応指導教室の事業の周知ではなく、あくまでも適応指導教室に不登校を前提として通っている児童生徒の中で支援が必要である、または申し出があったときにこの事業を活用して指導を行うというものである。

教育長

適応指導教室に通っている子供が対象ということか。

学校教育支援センター所長

そうである。今後、今年度のモデル事業を検証した中で、必要性が高いとなれば考えていかななくてはならないと思うが、今の時点では、適応指導教室に通っている児童生徒の中で、個別な指導が必要な方に対して、支援の一つとして活用していくということで実施していくものである。

教育長

よろしいか。ほかに何か。どうぞ、坂口委員。

坂口委員

実際に当事者の家族、親は、どうやったら我が子を一番いい教育環境の中に置けるかということについて、非常に多くの情報をお持ちのようである。

就学前の段階から、民間でも指導教室のようなところがあるが、そういうところに入れて小学校はどこがいいかなど、子供の未来について情報を集めている。

教育長

民間事業者の活用は、具体的にはどこまで進んでいるのか。

学校教育支援センター所長

民間教育事業者はNPO 法人翔和学園から、指導員を派遣していただいている。

教育長

どこで活動している事業者か。

学校教育支援センター所長

フリーマインドに週2回来ていただいている。また、大泉教育相談室にも2回のうち1回、相談の中で指導員に入っていただいている。直接学習指導する場合もあるし、指導員の補助として授業に参加している。

適応指導教室に通われる児童生徒の中で、どうしても授業中に集中することができない、自分の行動を抑えられないという児童生徒、特に小学生に対して、感覚統合トレーニングという、意識しながら自分の体を動かすトレーニングなど、去年1年間集中して行っている。自分の体の動かし方を少しずつ身につけているという話も聞いているので、まだまだ検証しなくてはいけないと思うが、続けていきたいと思っている。

保護者向けの講演会では、専門家の知見からいろいろと子育てに関する講演会をしていただいている。こちらは適応指導教室に参加されているお母様も多いし、それ以外のお母様やお父様の参加も多く、安心したというお話や、もう一度子育てを見直したいという意見なども、もらっているところである。

教育長

翔和学園は練馬区でも活動しているのか。フリースクールを経営していると書いてあるが、練馬区にも学校があるのか。

学校教育支援センター所長

練馬区にはない。中野区でフリースクールを経営している学園である。

教育長

ほかにかがが。よろしいか。それでは、報告の7番を終わる。

次に、報告の8番と9番と10番については図書館の指定管理者に関する案件であるので、一括で説明をお願いする。質疑についてはそれぞれの説明が終わったところでやりたいと思う。お願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

図書館は現在12館あるが、そのうちの9館が指定管理者、民間事業者に運営してもらっている。99校ある各区立小中学校に学校図書館というのがあって、そこに人を配置することが長年の懸案だった。9館の指定管理者から近くの学校に人を派遣してもらい、資料にモデル事業と書かれているが、事業を実施している。しかし、それでは全部の学校は埋まらないので、そのほか、教育指導課で業務委託によって個々に学校図書館管理員を配置し、今年度から全校に管理員か支援員かどちらかは必ず配置する形をとった。光が丘図書館長から説明があったように、学校図書館のあり方はガイドラインが新しくできて、今練馬区が行っている支援員や管理員のやり方でいいのかどうか、将来に向けた学校図書館運営ができる体制づくりを、もう一回きちんと考える必要がある。

今年度は、9館あるうちの2館、南大泉図書館と稲荷山図書館が指定管理の更新時期に当たっている。更新すると5年間は同じ仕様で運営をやらしてもらわなくてはならない。今行っているモデル事業、つまり指定管理者から学校に派遣してもらっている仕組みを今までどおり仕様に載せると、5年間はそれでいかななくてはならない。ここで1度、この2館についてはモデル事業をやめてもらって、早急に新しい学校図書館の運営のあり方を固めた上で、改めてしっかりとした体制で臨んでいきたいというのがあり、資料7を説明させていただいた上で、資料8、資料9と説明をさせていただいた。

これから検討することなので、学校図書館のあり方の問題については、教育委員会の中でもいろいろとご意見を聞かなければならないことになると思う。

資料8、資料9の評価項目と評価基準について、本来であれば学校支援モデル事業をきちんと行う、ということが項目の中に含まれているものだが、今回は抜いてある。

今回は少しイレギュラーな指定管理者の選定の案件になっているということで、ご理解をいただければと思う。

坂口委員

私が所属する大泉北地区委員会で、先月教育懇談会が行われ、図書館を利用することでのコミュニケーションの豊かさ、読書について取り上げ、支援員の方にどのような仕事をしているかなど、いろいろな説明をしていただいたことがある。

この資料で書いてあるが、学校の図書室に100日間、支援員の方が出向く。大泉の場合は13校あって、全部かどうか知らないが、その学校ある地域の図書館に本の好きな子が集まって、あるテーマを持って発表する機会やプレゼンテーションをするチャンスなどがあって、私も自分の子供が小さければきっとそういうところへ行っただろうなという印象を持った。改めて支援員さんの働きについて、やっと把握できたところである。今、見直すということについては、もう少し学校ごとに実態を見なければいけないのかもしれないが、昔なかったようなことが今あるので、私はむしろ感心して聞いている。

教育長

より充実する方向で何かできないかと思っている。新しい学習指導要領を見ても、図書館の役割は非常に大きいものがある。それに対応するための体制づくりとして、人の配置のあり方について、もっと抜本的に見直しをやっていきたいという思いがあり、今回このような説明の仕方をさせていただいた。ほかはいかがか。

外松委員

私も学校を訪問させていただいた折りに、支援員さんが図書館の中を工夫していて、そして、子供たちも総合学習に取り組むときにとても図書館を利用しているということを非常に感じた。

先ほどお話しいただいたような図書館ガイドラインができて、学校司書を置かなくてはいけないなど司書教諭と違う点や、練馬区では支援員さんがいたりするので、この図書館教育というのは、今後また新たに構築していかなければいけない、なかなか大変な部分なのかなと、このガイドラインを読ませていただいてそのように感じた。

教育長

モデル事業を一旦ここでやめるのであるが・・・。

坂口委員

全てにおいて、やめるのか。

教育長

この2館については、ちょうど指定管理者の更新時期であるので、業務からモデル事業を外したというものである。2館から行っていた支援員がいなくなるわけで、対象の学校はたしか19校ぐらいあったが、そこはどうするのか。

光が丘図書館長

3番の見直しの主な内容の、なお書きである。19校については、別途業務委託によって学校図書館への人的支援の継続をしてもらう。

教育長

業務委託によって、人がつくようにしておくという。

外松委員

そうでなかったら学校は大変である。

教育長

そうである。せっかく人がついたのに、なくなってしまうたら大変である。
ほかにいかがか。よろしいか。
それでは、次、11番である。11番をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

外松委員

今年も子ども読書の日を記念して講演会や企画展示、そしておはなし会と多彩な取組が実施された。子供の時に本に触れる機会を得ているということは、成長していく上で大切なことであるので、今後もよろしく願います。

教育長

関町図書館のおはなし会スペシャル8人とか、南大泉図書館のスペシャルおはなし会2人というのはあまりにも寂しい。これは誰がお話したのだろうか。職員の人なのか。

光が丘図書館長

演者を呼んできたり、あるいは図書館の職員が行っている。

教育長

わざわざ人を呼んで行ったものだったらかわいそうであった。もう少しPRすればよかったのではないか。
では、よろしいか。それでは、報告の12番をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

児童手当の申請がマイナンバーを使ってできるようになるということで、評価の再実施のスケジュールはわかるが、これを経て最終的にいつからこのサービスが受けられる

よくなるのか。

子育て支援課長

はっきりとした日程は決まっていないが、めどとしては10月ぐらいからである。

教育長

今年度中ということか。

子育て支援課長

その予定である。

教育長

いかがか。児童手当の申請がパソコンからできるという中身である。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

次の報告13番と14番は児童館の指定管理に関する案件であるので、一括で説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

指定管理者の選定についてである。いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の15番をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

毎年行っているものである。何かあるか。よろしいか。
それでは、報告の16番をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

保育園の待機児童数48人は、5月の当委員会でもお話をさせていただきました。それに対する対策について、当初計画では140人と計画していたのだが、待機児童が解消されなかったということも含めて、さらに拡大して700人規模の定員拡大という対策を打ち出した。ご質問、ご意見があったらお寄せいただければと思う。

外松委員

練馬地区に非常に多い。先ほどお話しされていたように、私立幼稚園が少なく、受け皿が少ないということもあるが、子供の数が多いということは、転入者や若い世代が住みやすいなど、何かそういう傾向があるのか。

こども施策企画課長

0歳から5歳の就学前の児童人口について、区内全体としては、ここ数年は微増ぐらいであるがほぼ横ばいである。地域性であるが、練馬地域について転入が多いということは確認できないが、一方で、子供の数に対して、保育所を希望する割合が比較的他の地域に比べて少し多いという傾向があるということと、あわせて3歳以降の児童の幼稚園の数がそもそも少ないという傾向もある。今後そういった地域特性を踏まえて、対応していくというものである。

保育計画調整課長

48人まで待機児が減少した中で、今後も待機児童ゼロに向けて、さらに対策を進めるには、地域の特性に応じてやっていかなければいけない。練馬地域の特性については先ほど申し上げたとおりであるが、保育所の整備については、0から5歳ということでやっていく。

0から5歳を整備していくと定員の設定は、持ち上がり保証も含めて4歳、5際の需要に限らず相応の設定をしなければいけない。なおかつ、3歳以降の受け皿は今回セーフティネットとしての3歳児1年保育、これも最大値というかマックスで見ているところが足されて、練馬の数が多いように見えてしまうというところがある。

坂口委員

以前、保育園の細かな一覧表を見せていただいたことがあった。必ずしも定員を満たしていない保育所などがあったように思う。いよいよバスでの移動も考えて、器を用意しようという考えなのだろう。それは、練馬区が負担するものなのか、それとも幼稚園や保育園がバスを持つものなのか。

保育課長

3歳児1年保育は、既存の区立幼稚園を活用して、空き教室を利用してやらせていた

だくものである。一定程度、練馬地域にお子様をお預かりする場所を設けて、そこからバスで園まで運ぶというプランで今考えているところである。それについては、区が委託契約を結ぶ予定である。ただ、お子様だけをバスに乗せるわけにはいかないので、保育士を配置し、その保育士が保育を行うという形で今考えている。

教育長

ほかにかがが。よろしいか。
それでは、報告の17番をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

東京都児童相談センターとの連携強化ということで、今般、東京都と協定を結んだという、その中身が最初の1ページ、2ページに書かれているものである。

最後のページについては、児童福祉法が改正され、23区も児童相談所を設置できることになったのだが、区としては、基本的には今のところ設置する考えはないと、その理由について述べたものである。

何かご意見、ご質問があれば、どうぞ。

坂口委員

区議会議員から、児童相談所をつくってほしいという意見が出ていることは私も知っている。5ページの2番の四角の中にあるように、これほど多くのことを担い、人的にもこれだけたくさんの人たちがいなければいけないのなら、膨大な予算がかかって無理だなと思うし、当然区でなくても、子ども家庭支援センターから都につながると方法が一番合理的なような気がする。

外松委員

以前、議員さんの中でも区に児童相談所を設けるべきというような意見をおっしゃっていた方がいたような記憶がうっすらとある。坂口委員も発言されていたが、区として児童相談所を置くというのはあまりにもハードルが高くて、いろいろな意味で不適切だと思う。練馬区は子ども家庭支援センターを中心にして、事が大きくならないようにスピーディーに対応していくという、その方向性でいいのではないかなと思う。

こども家庭部長

児童相談所の話は、平成22年1月に江戸川区で起こった児童虐待死亡事故の影響を受けて大きくなっていった経緯がある。当時、江戸川区の子ども家庭支援センターでは、児童相談所に対して一時保護を申し出たが、江戸川区の主張では一時保護に至らず、結局、家庭に帰すことになってしまった。それによって結果的に、まことに遺憾であるが死亡事例になってしまった。そういったことから、自分のところで児童相談所を持たな

いとだめだという声が上がってきた。今まで、都道府県と政令指定都市には、必ず児童相談所を置かなければいけなかったが、中核市では人口20万人以上のところで現在48市あるが、平成16年から既に設置できるようになっていた。ところが、その48の中核市においても、石川県金沢市と神奈川県横須賀市しか設置されていない。八王子も2年前に中核市になったが、この46市についてはまだ設置していない。昨年の児童福祉法改正によって、東京の特別区についても、設置が可能になったのである。

児童相談所については、強制的に親から分離できる権限がある。それから、自分のところで保護する施設を持つことができる。しかし一方で、高い専門性が必要である。また、例えば練馬区で保護する施設をつくったとすると、例えば親がつきまといをすとか、子供が学校に行っているときや外出しているときに親が引き戻しをするような可能性がある。現在もそういうことはあるわけだが、その際には、ほかの保護施設に逃がすわけである。各区がおのおの施設をつくってしまうと、どうしても区民優先になり、逃がすための横のつながりが希薄になってしまう危険性がある。この横の調整についても、まだ依然として検討されていない。東京においては、現在東京都がその役割を担っている。児童相談所は現在、都内に11カ所あって、特別区内にはそのうちの7カ所があったと思うが、それぞれ横の調整をしながらやってきている。一方で、相談所とは別に児童養護施設というものが都外にもあって、そことの連携も必要である。

児童相談所は建物をつくって、人を雇用して、それで終了というわけではなくて、さまざまな課題が出てくる。本区としては、ひとまず自分たちの実力を高めるということ、また、現在の都の児童相談センターと連携を強化してさまざまなことをやっていくということである。

今回ご提案した14日間の預かりについては、今までは法律上一時保護として、都道府県が行っており、60日間の期間の中で子供を保護していた。家庭に戻すのはちょっと危ないようなお子さんがケースとして出てきたときに、その中間を14日間お預かりさせていただくということで、これは我々が逆に新機軸としてお出しさせていただいた。

現在、児童相談所設置は考えていないが、まず実力を蓄え、地域と子供たちの関係をいい形にしながら、最終的に設置の可否の取組を行っていくことが得策ということで始めたところである。

教育長

何かご質問は、どうぞ。

坂口委員

一時保護の場所については、これから用意するのか、もうあるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

今の要支援のショートステイの事業であるが、今現在調整中である。年内に開始できるように準備している。

教育長

まだ場所は決まっていないということである。
ほかにかが。よろしいか。それでは、報告の18番をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

本来、指定管理期間は5年間であるが、今言った理由で2年間の指定期間でやらせて
もらいたいということである。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、次にその他の報告である。資料18をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

これについて、よろしいか。

それでは、用意した案件は以上であるが、事務局からその他何か報告はあるか。

教育総務課長

特段ない。

教育長

では、委員の皆様から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第12回の教育委員会定例会を終了する。